

(3) 地域で活動する諸団体の活動への支援

現 状 と 課 題

- 地域福祉活動には、まず、おおむね小学校区単位の33の地区福祉委員会による小地域ネットワーク活動があり、高齢者への「いきいきサロン」「ふれあい昼食会」「配食サービス」、子育て中の親子への「子育てサロン」、そのほか「世代間交流事業」「障害者（児）交流事業」などの活動が展開されています。また、「見守り・声かけ訪問」などの個別援助活動は、地域全体で取り組む課題として、地区福祉委員会、民生委員・児童委員や自治会が協力しながら各地区さまざまな形で取り組まれています。
- 地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員の活動があります。自治会は、最も身近なくらしのエリア（圏域）で、地域コミュニティ形成のための土台となる活動を進めています。高齢クラブ[※]は、高齢者の親睦、レクリエーションでの仲間づくり、学習会や社会奉仕活動や友愛訪問活動などを展開しています。
- 新しい地域福祉活動団体として、ボランティア・NPOの活動が注目されており、グループ・団体数の増加とともにその活動分野も広がってきています。
- また、認知症高齢者の家族の会や障害のある人の当事者組織、難病者の連絡会などのさまざまな当事者組織もつくられ、それぞれの活動を進めています。
- さまざまな地域福祉課題に対応していくために、地域福祉活動団体同士が相互に連携することによって、総合的なネットワークづくりを強めていく必要があります。

実態調査から…

- 「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「地域で活動している人・グループとの連携・交流が少ない」「専門職などとのつながりが少ない」などの意見もあり、団体間や専門職員との交流が求められています。

地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 社会福祉協議会の仕事、地区福祉委員会のPRを
- 社会福祉協議会だよりを自治会を通じて地区会員に配布してほしい
- 自治会を通して、皆が一緒に参加できる行事をしてほしい
- ボランティア活動への行政支援、わかりやすいボランティア情報をつくってPRを
- 行政側から担当を決めて地域交流を進んでやってほしい
- 地域のホームページ作成の支援
- 地域の活動団体や自治会、民生委員・児童委員、地域の人、医療・福祉事業者との連携の支援、地域福祉ネットワークの支援をしてほしい

施策の方向

17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援

社会福祉協議会が住民の視点から策定した「地域福祉活動計画」が円滑に推進されるよう、積極的な支援を行っていきます。

社会福祉協議会が住民や民間諸団体の行う地域福祉活動推進のかなめとなって地域福祉推進の中核的役割を發揮できるよう、体制整備等、その基盤強化に向けて支援します。あわせて、地域での活動推進の核となっている地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動の推進を支援していきます。また、社会福祉協議会及び地区福祉委員会の役割や活動内容を広く市民に知らせ、地域福祉活動への市民の参加を促していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

18) 民生委員・児童委員活動への支援

地域でさまざまな困難を抱えた人、また孤立しがちな人が増えている中、住民の立場に立った地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員の役割はますます重要となってきています。また地区福祉委員会の活動を支える重要な構成メンバーともなって活動されています。民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展にその役割を發揮していけるよう、福祉諸制度に関する情報提供や研修活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に知らせていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

19) 自治会を中心とした地域活動への支援

地域住民にとって最も身近な地域活動である自治会活動や、高齢クラブ、こども会などの地域住民組織を中心とした活動の活性化への支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				□	□
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援

ボランティア・NPO等が地区福祉委員会等の地域団体と連携し、地域の活動の担い手としてもその役割を発揮できるよう、ボランティア・NPO等の活動内容を広く市民に紹介するなど、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

21) 当事者組織の活動への支援

社会福祉協議会と連携して、当事者組織の活動を支援していきます。また、当事者組織が、組織内の情報交換や交流活動を行うだけでなく、地区福祉委員会などの活動と連携して、地域住民と交流したり、相談活動などを展開したりできるよう、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援

すでに組織されているさまざまなネットワークの取り組みを通じて、地域福祉活動団体と保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や施設・事業所との連携を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、施設・事業所が地域福祉活動に対して専門知識を提供したり、経験を交流したりできるよう、支援していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	

23) 地域福祉活動団体間の交流への支援

地区福祉委員会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア・NPO等の地域福祉活動を行っている関係者が互いに交流し連携を強化して、地域福祉活動がさらに発展していくよう、必要な支援を行っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○	○	○

コラム 5

ボランティア・NPOをご紹介します！

吹田精神保健福祉ボランティアグループ「アムール」は、心の病をお持ちの方の社会参加を願って活動しています。傾聴ボランティアのほか、精神保健福祉ボランティア養成講座も行っています。「こころの風邪ひきさんに寄り添って過ごすことが大切です」ボランティア活動を通して、精神保健福祉の啓発を進めています。



アムール
共に生きる



吹田市民NPOが運営するグループホーム「あい」では、グループホームで暮らす認知症高齢者と地域高齢者のふれあい活動として、「地域ふれあいサロン・ほのぼの」を行っています。昼食を伴うサロンとカフェ・サロンが隔週で開設されます。「浜屋敷」のすてきな和室には、あたたかいごはんのかおりと楽しい笑顔があふれています。

地域にはボランティアグループなどが162団体（平成18年（2006年）3月現在）あります。まずはちょっと、その活動をのぞいて、あなたにあった活動を見つけてみませんか。

コラム 6

当事者組織をいくつかをご紹介します！

☆吹田コスモスの会(認知症家族の会)☆

1990年に、同じ悩みを持つ人々を中心に結成され、隔月で交流会を開催しています。同じ体験をしている者同士、本当に困っていること、心の中でもやっとなしていることを出し合っています。「私だけじゃないんだ」と思えること、それをまず大切に、安心して老いることのできる地域づくりにも参加しています。

電話相談を行っています 06-6339-1210(毎月第1火曜日午前10時~12時)
お問い合わせは 06-6339-1254

☆手をつなぐ親の会☆

1961年に、「どんな重い障害を持っていても、教育を受けることを保障しなければならない」「就学猶予、免除を許さない」との思いを持つ親たちが、知恵と力を出し合い手をつなぎあっていこうと結成されました。生まれ育った愛する吹田で生きがいを持って、生涯を送りたいとの願いで活動を続けています。

お問い合わせは 06-6878-2090(第二さつき障害者作業所内)

☆吹田難病患者連絡会☆

1995年に、難病患者や慢性疾患患者、その家族が互いに助け合い励まし合って、闘病意欲を高め、親睦を深め、前向きに生活できる社会をつくるために結成されました。機関紙「波」を年4回以上発行し、交流会の開催や学習会、また難病の啓発活動、地域との交流を行っています。

難病患者生活相談を、第2土曜日(総合福祉会館)、第4月曜日(市役所市民相談課)に午後1時から4時まで行っています
吹田難病患者連絡会へのお問い合わせは 06-6383-7603(山田)